○法務省令第七号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十八条第四項、第十九条第二項及び第二十条第二項並びに法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第七十条第三項の規定に基づき、法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

法務大臣　上川　陽子

法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局組織規則（平成十三年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（上席訟務官の定数及び配置） **第五十条**　上席訟務官の定数は、法務局の訟務部及び地方法務局を通じて百二十三人以内とする。 2　［略］ （統括登記官の定数、配置及び職務） **第五十一条**　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて統括登記官八百二十八人以内を置く。 ［2・3　略］ **附　則** ［1・2　略］ （表示登記専門官の設置期間の特例） 3　第五十二条第一項の表示登記専門官のうち二十一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。 ［4・5　略］	（上席訟務官の定数及び配置） **第五十条**　上席訟務官の定数は、法務局の訟務部及び地方法務局を通じて百二十二人以内とする。 2　［同上］ （統括登記官の定数、配置及び職務） **第五十一条**　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて統括登記官八百二十二人以内を置く。 ［2・3　同上］ **附　則** ［1・2　同上］ （表示登記専門官の設置期間の特例） 3　第五十二条第一項の表示登記専門官のうち二十一人は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。 ［4・5　同上］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○法務省令第八号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第九条第三項の規定に基づき、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

法務大臣　上川　陽子

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成十三年法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
（刑務所等に置く部等） **第三条**　次の表の上欄に掲げる刑務所等に、それぞれ同表の下欄に掲げる部及び室を置く。	
刑務所等の名称	部及び室の名称
［略］	［略］
札幌刑務所　宮城刑務所　広島刑務所　福岡刑務所　川越少年刑務所	総務部　処遇部　教育部　医務部　分類審議室

改正前	
（刑務所等に置く部等） **第三条**　［同上］	
刑務所等の名称	部及び室の名称
［同上］	［同上］
札幌刑務所　福岡刑務所　川越少年刑務所	［同上］